

令和2年(2020年)10月5日

堺市・大阪狭山市消防広域化に伴う規約を締結しました

大阪狭山市と堺市との間における消防事務の委託に関する規約の締結にあたり、次のとおり調印式を執り行いました。

1 規約の概要

- (1)規約名 大阪狭山市と堺市との間における消防事務の委託に関する規約
- (2)内容 委託事務の範囲、管理及び執行の方法、経費の負担、その他必要な事項
- (3)施行日 令和3年4月1日

2 規約調印式

- (1)日時 令和2年10月5日(月)午後1時00分～午後1時20分
- (2)場所 堺市役所 本館4階 秘書課会議室(堺市堺区南瓦町3番1号)
- (3)出席者 堺市長／永藤英機、大阪狭山市長／古川照人
大阪府危機管理監／橋本正司 ほか関係者

3 両市長のコメント

(永藤市長)

「今回の消防広域化は、両市にとって大きなメリットがあります。市民の皆様には、より安心して暮らせるようになったと実感していただけるよう一層努力していきます。これまでも消防事務を受託している高石市に大阪狭山市を加えた3市の市民の安全安心を守る消防局として、さらに消防サービスの向上に努めていきます。今後、大阪狭山市内で活動するにあたり、大阪狭山市の関係職員や市民の皆様のご理解ご協力をお願いします。」

(古川市長)

「令和3年4月からは、大阪狭山市の消防は堺市消防局として新たな一歩を踏み出すこととなります。火災や事故、救命救急活動のみならず、南海トラフ巨大地震や大規模な自然災害、新型コロナウイルス感染症等にも、堺市消防局の高度で専門的かつ機動的な対応により住民の安全安心を守り続けることができると強く信じています。今後とも本市をはじめとする堺市消防局管内の皆様の一層の安全安心の確保のため、しっかりと連携していきます。」